

## 飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飛島村の魅力を広く発信し交流人口の増加に繋げるため、トラックに飛島村の情報を掲出する事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、主として関西圏内又は関東方面に荷物を輸送するトラック（軽自動車を除く。以下同じ。）を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飛島村観光交流協会規約第5条に定める会員
- (2) 村内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人又は個人
- (3) 自己又は自己の団体役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、前条のトラックの荷台側面部又は後部にラッピング広告（車体を広告媒体として、車体に宣伝内容を印刷したフィルムを貼り付けて行う広告手法及び車体へ直接印刷する広告手法をいう。以下同じ。）を掲出する事業とし、次の各号のいずれかに該当するデザイン（以下「飛島村PRデザイン」という。）が、その掲出面ごとに、当該掲出面の総面積の概ね2分の1程度含まれるものとする。この場合において、後部にラッピング広告を掲出する事業は、側面部においてもラッピング広告を掲出するものに限るものとする。

- (1) 飛島村の農産物、畜産物、加工品等の商品を題材としたもので、それらが容易に認識できるデザイン
- (2) 飛島村の観光名所を題材としたもので、それが容易に認識できるデザイン

(3) 前2号に掲げるもののほか、飛島村の産業又は観光の振興に資すると  
会長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、掲出しようとする飛島村 PR デザイン又は掲  
出するトラックに既に掲出されているデザインが次の各号のいずれかに該  
当する場合は、補助の対象としない。

(1) 法令等の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの若しくはそのおそれのあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 社会問題等の主義又は主張に当たるもの

(5) 飛島村観光交流協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれの  
あるもの（飛島村 PR デザインを除く。）

(6) 美観風致を害するおそれのあるもの

(7) 公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと会長が認めるもの  
（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）  
は、次に掲げる費用とする。

(1) ラッピング施工費用

(2) デザイン費用

(3) その他会長が必要と認めるもの

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、20万円を限度とす  
る。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるとき  
は、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、飛島村 PR デザインの構成に  
ついて、あらかじめ補助金交付事前協議書（様式第1号）を会長に提出  
し、事前協議しなければならない。

2 会長は、前項の規定により提出された事前協議書の内容を確認し、必要  
があると認めるときは、助言し、又は指導するものとする。

3 会長は、事前協議が整ったときは、速やかに補助金交付事前協議済通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、会長が定める期間内に、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（1）補助金交付事前協議済通知書の写し

（2）補助対象経費に係る見積書の写し

（3）ラッピング広告を掲出しようとする車両の写真及び自動車検査証の写し

（4）飛島村 PR デザインを記載した図面等

（5）その他会長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第7条 会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。この場合において、会長は必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 前項の場合において、補助金の交付を適当と認める申請が多数あるときは、輸送地域、輸送頻度、車両種別、車両の耐用年数等を考慮して飛島村の情報をより広く発信できると会長が認めるものから優先的に補助金の交付を決定するものとする。

3 会長は、第1項の審査の結果又は前項の規定により、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（変更申請等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、事業を変更又は中止しようとするときは、事業変更（中止）承認申請書（様式第6号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、事業変更（中止）承認・不承認決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業報告）

第9条 補助事業者は、その事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- （1）契約書の写し
- （2）補助対象経費に係る領収書の写し
- （3）ラッピング広告を掲出した車両の写真
- （4）その他会長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第10条 会長は、前条の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第12条 会長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の取消し）

第13条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）第7条第1項後段の規定により会長が付した条件に違反したとき。

- (2) 前条の規定による会長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 補助金を補助金の交付を受けた目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業の完了の日から2年以内に、ラッピング広告を掲出したトラックに第3条第2項各号に掲げるデザインを掲出したとき、又はラッピング広告に変更を加え、若しくはラッピング広告の掲出を止めたとき（天災その他補助事業者の責めに帰することができない事由によるものを除く。）。

(補助金の返還)

第14条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者に対し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

飛島村観光交流協会会長 様

協議者 住所又は所在地  
名 称  
代表者  
電話番号

補助金交付事前協議書

飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第5条第1項の規定により、事前協議します。

主な輸送地域等	主な輸送地域： 輸 送 頻 度： 週 ・ 月 回 車 両 種 別： 小型 ・ 中型 ・ 大型 車両耐用年数：
ラッピング広告の 掲出範囲	両面 ・ 片面 (後部 含む ・ 含まない)
ラッピング広告の 掲出期間	予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで
ラッピング広告の 内容等 ※掲出する内容、 趣旨等を記載 (別紙可)	

(裏)

申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。

□ 自己又は自己の団体役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しません。

- 1 補助対象者から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。
- 2 この申請書に記載された内容は、愛知県蟹江警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報はこの事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

飛島村観光交流協会会長

補助金交付事前協議済通知書

年 月 日付けで事前協議のあった飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金に係る事前協議は、協議済みであることを通知します。

協議にあたっての 意見等	
備 考	

年 月 日

飛島村観光交流協会会長 様

申請者 住所又は所在地  
 名 称  
 代表者  
 電話番号

補助金交付申請書

年度において、次のとおり飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金の交付を受けたいので、飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

主な輸送地域等	主な輸送地域： 輸 送 頻 度 ： 週 ・ 月 回 車 両 種 別 ： 小型 ・ 中型 ・ 大型 車両耐用年数：
ラッピング広告の 掲出範囲	両面 ・ 片面 （後部 含む ・ 含まない）
ラッピング広告の 掲出期間	予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで
ラッピング広告の 内容等 ※掲出する内容、 趣旨等を記載（別 紙可）	
補助対象事業費	金 円
補助金の申請額	金 円



様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

飛島村観光交流協会会長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金について、飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補助金交付額 金 円

（交付の条件）

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

飛島村観光交流協会会長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金について、飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

（不交付の理由）

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

飛島村観光交流協会会長 様

申請者 住所又は所在地  
名 称  
代表者  
電話番号

事業変更（中止）承認申請書

飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり事業の変更（中止）を申請します。

交付決定番号	年 月 日付け 第 号
変更内容	1 事業中止      2 事業変更 ※該当するものに○印を付けて下さい。
交付申請額	変更前                      円 変更後                      円 ※変更後の事業費内訳を添付すること。
変更後の内容	
変更又は中止の理由	

様式第7号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

飛島村観光交流協会会長



事業変更（中止）承認・不承認決定通知書

年 月 日付けの承認申請について、次のとおり承認（不承認）しましたので、飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

交付決定番号	年 月 日付け	第 号
変更内容	1 事業中止	2 事業変更
変更後 交付決定額	金	円
承認の条件又は 不承認の理由		
特記事項		

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

飛島村観光交流協会会長 様

申請者 住所又は所在地  
名 称  
代表者  
電話番号

事業実績報告書

飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第9条の規定により、補助対象事業の実績について次のとおり報告します。

交付決定番号	年 月 日付け 第 号
ラッピング広告の 掲出範囲	両面・片面（後部含む・含まない）
ラッピング広告の 掲出期間	期間： 年 月 日から 年 月 日まで
交付決定補助金額	金 円
総事業費	金 円
添付書類	契約書の写し 補助対象経費に係る領収書の写し ラッピング広告を掲出した車両の写真 その他（ ）

様式第9号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

飛島村観光交流協会会長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金については、飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

補助金確定額 金 円

（備考）

様式第10号（第11条関係）

年 月 日

飛島村観光交流協会会長 様

申請者 住所又は所在地  
名 称  
代表者  
電話番号

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定のあった飛島村観光交流協会ラッピングトラック補助金を次のとおり請求します。

請 求 額	円
-------	---

振込先

金融機関名									
口座種別	普通	・	当座	口座番号					
フリガナ									
口座名義人									